

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年8月12日は1万1,000円、同年12月20日及び17年8月11日は1万2,000円、同年12月21日及び18年8月12日は1万4,000円、同年12月22日は1万3,000円、19年8月11日は20万円、同年12月22日は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年8月12日
⑥ 平成18年12月22日
⑦ 平成19年8月11日
⑧ 平成19年12月22日

私は、A社において、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、ねんきん定期便により確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

しかし、私が所持している申立期間の一部に係る賞与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された申立期間の一部に係るA社の賞与明細書の写し並びに同社から提出された賞与明細一覧表により確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年8月12日は1万1,000円、同年12月20日及び17年8月11日は1万2,000円、同年12月21日及び18年8月12日は1万4,000円、同年12月22日は1万3,000円、19年8月11日は20万円、同年12月22日は21万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月3日まで
A社における申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。

平成22年9月14日付けで年金事務所から送付された文書を見ると、同時期に勤務されていた同僚の標準報酬月額の遡及訂正記録が、正しい年金記録に再度訂正されることになったことが分かったので、私の申立期間に係る標準報酬月額も訂正前の正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、17万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年4月3日）の後の平成8年4月12日付けで、7年9月1日に遡及して12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成7年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額（26万2,752円）は、訂正前の標準報酬月額を基に算定した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料額の合算額（約26万円）に近似している上、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算定した給与額は約17万円であることから、申立人の申立期間における標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額（17万円）であったと認められる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社及び同社の関連会社であるB社（所在地は、A社と同じ敷地内）の事務は、本社のC社（所在地は、D県）の指示を受け、各種書類の作成、提出等を私一人で行っていた。」として

いる。

さらに、申立人は、A社、B社及びC社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立期間を含む全ての期間において前述の3社の役員でなかったことが確認できる上、A社の元E職（平成6年5月21日資格喪失）は、「私が在職中、事務担当は私と申立人の二人であったが、A社には決裁権限は無く、C社に決定権があったと思う。」、申立人に事務全般に係る指示を行っていたC社の役員であった者は、「A社には決裁権は無かったと思う。A社の社会保険料についても、C社が支払っていたと思う。」、B社のF職であった者は、「C社から給与が振り込まれなくなった頃、C社との連絡が取れていない状況であった。」とそれぞれ述べていることを踏まえると、申立人は、C社との連絡が途絶えたとしている平成8年4月1日以降、社会保険事務所（当時）から電話で面会を求められ、面会時に社会保険事務所職員が持参した書類を提出するように求められたとしているが、当時、申立人には社会保険事務に係る権限は無く、当該遡及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から27年9月1日まで
② 昭和29年3月1日から31年9月1日まで

私は、昭和26年9月から31年8月末日まで、A社に勤務したが、私の年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給したことになっていた。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある未請求となっている被保険者期間については、申立期間①及び②と同じ事業所の支店であることから、申立人が当該未請求期間を失念するとは考え難い上、当該未請求期間を含む3回の被保険者期間は全て同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）に記載されている申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録には、当該未請求となっている被保険者記録が同台帳に記載されているにもかかわらず、当該脱退手当金の支給計算の基礎に含まれていないことは、事務処理上不自然である。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年9月1日の前後それぞれ2年以内に資格喪失した者で、脱退手当金を受給した者は申立人のみである上、当該事業所において、厚生年金保険

被保険者期間が申立人と一部重なる者は、「会社が代理で脱退手当金の手続をすることは無いと思う。」と回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 11 日から 43 年 6 月 16 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 17 日から 44 年 1 月 26 日まで

私は、出産のため、昭和 43 年 11 月 30 日にA社を退職したが、ねんきん特別便を確認したところ、44 年 1 月 26 日にB社を退職後、脱退手当金を受給した記録になっている。

しかし、私は、A社を退職後、社会保険事務所（当時）に手続きに行った時、結婚を理由として退職した人には手当金は出ないと言われたのを覚えており、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示は確認できない上、オンライン記録上、脱退手当金が昭和 44 年 7 月 17 日に支給決定されているところ、申立人は、同年 1 月 26 日付けでB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月頃、同年 1 月 7 日に遡及して国民年金に加入し、同年 6 月 4 日に同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが申立人の所持する領収証書等により確認できることから、申立人が当時、申立期間の脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる厚生年金保険被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 44 年 1 月 26 日の前後それぞれ 2 年以内に資格喪失し、かつ、

その時点で脱退手当金の受給要件を満たしていた9人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は、申立人のほかには1人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いと考えられる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、未請求となっている2回の被保険者期間について、申立人は、厚生年金保険に加入していたことを記憶しているとしている上、申立期間を含む5回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を含む2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和47年7月から50年3月まで

私は、昭和47年1月末に会社を退職し、実家のあるA郡B村（現在は、C市B町）に戻り、翌2月にA郡D町（現在は、C市D町）E地区にある現在の夫の家に嫁ぎ、結婚後に義父が私の国民年金の加入手続を行った。

当時は、地区の常会長及び副会長が毎月自宅に来て、常会長は各税金等を、副会長は国民年金保険料を集金していたので、その都度、私が国民年金保険料を納付していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、当初、昭和47年1月から50年3月までが未納となっていたため、年金事務所で調べてもらったところ、そのうち47年4月から6月までの3か月間が納付されていることが判明したが、その前後の期間については未納のままであることが分かった。

申立期間の国民年金保険料は、継続してD町のE地区の集金により納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年6月17日に、申立人の旧姓で婚姻前の住所地であるB村において払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付又は特例納付以外では納付でき

ないところ、申立人は、申立期間の保険料については、毎月の集金による納付以外に、遡ってまとめて納付したことはないとしている上、申立期間①当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、「私が嫁いだ昭和 47 年 2 月以降に義父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」としているが、戸籍によれば、申立人の婚姻日は昭和 47 年 8 月 * 日であるところ、D 町に係る国民年金手帳記号番号払出簿から、婚姻後の 50 年 7 月 15 日に同町で、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、B 村において払い出された国民年金手帳記号番号に係る D 町の国民年金被保険者名簿の「氏名・住所」欄において、当初、申立人の旧姓及び婚姻後の住所が記載され、その後、同年 4 月 1 日付けで婚姻後の氏名に変更され、同年 4 月から納付済みとなっていることが確認できることから、義父が行ったとする申立人の国民年金の加入手続は、同年 7 月頃であると考えるのが自然であり、申立人が婚姻後も旧姓で地区の集金により国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B 村及び D 町の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①及び②は共に未納とされており、オンラインの記録とも一致している上、C 市 D 支所は、「申立期間当時の資料は無く、当時の区長については既に死亡しており、副区長の氏名については不明である。」としており、申立期間②当時の申立人に係る国民年金保険料の納付状況などの回答を得ることもできないほか、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする義父は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 768 (事案 363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年3月まで

私は、昭和46年8月に夫が転職して自営業になった際に、夫婦で国民年金に加入し、以来、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を欠かさず納付してきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かり、第三者委員会に記録回復を申し立てたところ、申立期間の国民年金保険料を納付したとは認められないとの通知をもらった。

しかし、その後、申立期間当時の国民年金保険料を納付した金融機関が、自宅近くのA銀行B支店とC郵便局であったことを思い出した。申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で、昭和51年1月31日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であること、iii) 社会保険庁(当時)のオンライン記録から、別の国民年金手帳記号番号が国民年金制度発足当初に申立人に対して払い出されていたことが確認できるものの、使用されていた形跡は無く、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iv) 申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫についても申立期間の国民年金保険料は

未納となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 16 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立期間当時の国民年金保険料を納付した金融機関が自宅近くの A 銀行 B 支店及び C 郵便局であったことを思い出したとして再度申し立てている。

しかし、A 銀行 B 支店及び C 郵便局は、いずれも「申立期間当時の書類は保存していない。」としており、申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、申立人が一度だけ加入手続を行った際に交付されたとしており、現在も所持している年金手帳の表紙の色は、昭和 49 年 11 月以降に使用されたオレンジ色であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同月以降であることがうかがわれる上、申立人の夫は既に亡くなっており、申立期間当時の加入手続及び保険料納付に係る事情を聴取することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年11月から63年9月まで

私は、平成3年1月に、それまで勤めていた事務所を辞め、A市役所で国民年金の加入手続をしようとしたところ、「今までの未加入部分を全て納付しないと加入できない。」と言われ、やむなく、持ち金を何十万円もかき集めて、納付をし、加入手続をした。しかし、平成19年にB社会保険事務所（当時）で私の納付記録の確認を求めたら、昭和57年11月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。そのため、再確認を求めたところ、平成23年3月になってようやく、「昭和63年10月から平成元年7月までは納付済期間である。」との返事をもらったが、昭和57年11月から63年9月までの期間の国民年金保険料は未納のままとなっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の記号番号に係る資格取得日から平成3年1月に払い出されたものと推認できるものの、その時点においては、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、A市役所で納付したとする国民年金保険料の額について、「数十万円」としている等、記憶は明らかでない上、A市は「未加入期間の保険料を全額納付しなければ、国民年金に加入できないとの対応はしていなかったのではないかと考えられる。」と回答しており、申立人が、

申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情を得ることはできなかった。

さらに、申立人が加入手続した時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度の保険料となるどころ、保険料の納付について、A市は「当市では、現年度の国民年金保険料しか収納業務を行っておらず、過年度の保険料については、B社会保険事務所において納付するように案内していたと思われる。」と回答しており、申立人の納付記録についても、制度上、納付可能な昭和63年10月以降の国民年金保険料は納付されている上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録と一致しており、不適切な事務処理をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から35年12月25日まで
年金事務所から送られてきた通知によると、A社を退職した後の昭和36年6月29日に脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る脱退手当金裁定請求書の写しによると、最後に被保険者として使用された事業所はA社、提出日は昭和36年1月9日と記載されていることが確認できる上、当該事業所は、「当社が申立人の脱退手当金裁定請求書の写しを保管していることから、何らかの説明を行った上で、申立人に代わり脱退手当金を請求したと思われる。」と回答していることを踏まえると、当該請求書は、申立人が脱退手当金を請求するために、事業所が代行して作成した書類であると考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年6月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 9 月 21 日まで
年金事務所からの通知によると、申立期間については脱退手当金を支給されたことになっているが、私は、そもそも当該期間に係る事業所において厚生年金保険被保険者証を受け取っておらず、脱退手当金については、請求も受給もした覚えがないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を含む。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 38 年 9 月 21 日の前後それぞれ 1 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた 22 人（被保険者資格を喪失した日から約 1 か月以内に別の事業所に係る同資格を取得した者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうち 13 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月10日から31年5月15日まで
② 昭和37年4月26日から39年6月21日まで
年金事務所から送付された脱退手当金の受給に関する確認のための通知書によると、私は、申立期間①及び②について、脱退手当金を受給したことになることが分かった。

しかし、私は、いずれの期間についても受給した覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれの申立期間も脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間①については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に脱退手当金が支給されたことが記載されており、申立期間②については、申立人の当該期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の各期間についてそれぞれ支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から同年7月1日まで
② 昭和31年10月5日から33年6月22日まで
③ 昭和34年5月14日から38年8月14日まで

私は、昭和29年5月1日から同年6月30日までA社に、31年10月5日から33年6月21日までと、34年5月14日から38年8月13日まではB社に勤務していたが、年金事務所から届いたハガキによると、これらの事業所に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取ったという記録になっていることが分かった。しかし、私は、38年9月頃から47年3月までC県に住んでいたため、脱退手当金を受け取ったとされている38年10月は、D県におらず、受け取ることはできなかったはずである。

私が脱退手当金を受け取ったことになっていることに納得がいかないもので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「昭和38年9月頃から47年3月までC県に住んでいたため、脱退手当金を受け取ることはできなかったはず。」と申し立てていたところ、その後、「C県に行ったのは昭和38年の秋頃で、9月か10月だったかよく覚えていない。」としており、脱退手当金支給時期にD県内に住んでいた可能性があるほか、脱退手当金の支払については、支給決定を行った社会保険事務所(当時)の管轄外に居住している者に対して、銀行又は郵便局の窓口で受け取る隔地払いの方法もあり、申立人が脱退手当金を受給できた可能性を否定できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる旧台帳)には、

申立人の脱退手当金支給に係る記録照会に対する回答がなされたことを示す「回 38.9.12 済」の記載が認められる上、申立期間②及び③のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給決定を行ったことを示す「脱」の表示が確認でき、支給決定日は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 51 日後の昭和 38 年 10 月 4 日とされているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立期間②におけるB社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間は申立人の婚姻前の期間であるにもかかわらず、申立人の旧姓が新姓に訂正処理されていることから、脱退手当金の支給決定の際に併せて氏名訂正の処理が行われたことがうかがわれる。

加えて、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1056 (事案 116 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 17 日から 40 年 4 月 11 日まで
私が A 社に勤務していた期間について、脱退手当金を支給されたことになっているのが納得できないので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 11 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

前回調査時に、退職金として受け取った金額を約 9 万円ではなかったかと思うと回答したところ、A 社が「申立人に係る人事記録には、退職金として 5 万 2,870 円が支払われた記載がある。」としたことから、退職金との差額が脱退手当金であったのではないかと判断されたようだ。

しかし、前回申立てに係る結果の通知を受け取った後、直接、私が事業所に連絡して、夫 (1 万 2,420 円) と私 (5 万 2,870 円) の退職金 (合計額 6 万 5,290 円) を確認し、退職金の中には脱退手当が含まれていない旨の回答を文書で受け取った。

今回の申立てにおいては、退職金の中に脱退手当が含まれていなかったことを再度、会社に確認してほしい。また、脱退手当金が支払われたとされている時期は、B 地方に住んでおらず、受け取ることができなかったと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A 社を退職した翌月に当該事業所で「退職金」と書かれた茶封筒を受け取り、その中には約 9 万円が入っていたことを記憶しており、当該事業所の人事記録上の退職金と脱退手当金の支給額を合計すると、申立人が記憶している金額に近似す

ることから、申立人が退職金として受け取った金額の中に脱退手当金相当額が含まれていた可能性も否定できないこと、ii) 申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年7月8日に支給されており、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然な点は認められないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、受領した退職金の中に脱退手当金相当額は含まれていなかったことを再度、確認してほしいとしているところ、A社は、「当社が保管している従業員名簿に記載されている申立人の退職金は、労働組合と協議の上作成された退職金規定による支払額が記載されたもので、脱退手当金は含まれていない。当社は、企業として支払うべき退職金と国の制度から支払われる脱退手当金を合算して支払う取扱いは行っていない。」と回答している上、退職金の額を記憶していた申立人の元同僚の退職金額について同事業所へ確認したところ、同事業所が支給した退職金の金額と元同僚の記憶している受領額は、ほぼ同額であることが確認できている。

しかし、i) A社人事部の担当者から平成20年8月14日付けで送付された文書回答によると、当時の取扱いの詳細を確認することはできないものの、歴代担当者から聞き取りを行った結果、脱退手当金の受給申請を行うための書類作成は行っていたが、実際の申請については本人の意志に任せており、同事業所で脱退手当金の申請や受給の代行は行っていなかったようだとは回答していること、ii) 申立期間における同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる被保険者のうち、申立人の資格喪失日である昭和40年4月11日の前後それぞれ2年以内に資格喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給要件を満たしていた21人（被保険者資格を喪失した日から6か月以内に別の事業所に係る同資格を取得した者を除く。）のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる19人について調査したところ、申立人を含む18人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給決定したことを示す「脱」の表示が確認できることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難いものの、脱退手当金についての説明並びに脱退手当金の受給申請を行うための書類作成及び交付を行っていたと推認されることから、申立人が脱退手当金の請求を行った可能性を否定できない。

また、申立人は、「脱退手当金が支払われたとされている時期は、B地方に住んでおらず、受け取ることができなかったと思う。」としているが、脱退手当金の支払については、支給決定を行った社会保険事務所の管轄外

に居住している者であっても、制度上、銀行又は郵便局の窓口で受け取る隔地払いの方法があり、A社を管轄するC年金事務所は、「脱退手当金関係の資料は、昭和41年4月25日以降しか保管していないが、資料を保管している期間以降は隔地払いを行っていたことが確認できるので、申立期間当時も隔地払いを行っていたと思われる。」としており、申立人が、脱退手当金の支給決定日である昭和40年7月8日にB地方に居住していなかったとしても、脱退手当金を受給することができたものと推認される。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から同年6月21日まで

私は、昭和47年2月1日から同年6月20日まで、夫と一緒にA社に勤務したが、年金記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないことが分かった。

勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と共に、同一期間、A社に勤務したとしているほか、申立人のA社に係る雇用保険記録（資格取得日は昭和47年2月1日、離職日は同年6月20日）からも、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された申立人の夫に係る5名連記の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しには、共に勤務したとする申立人の氏名は記載されていない上、同じくA社から提出された申立人の夫に係る「健康保険被扶養者（新規）届」の写しに、被扶養者として申立人の氏名が記載されていることから、申立人は夫の被扶養者として届出されていることが確認でき、理由は不明であるものの、A社は申立人を厚生年金保険に加入させずに、雇用保険のみ加入させていたことがうかがえる。

また、A社は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除及び納付について不明である。」としている上、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている同僚のうち、申立人の雇用保険記録が確認できる期間

と同じ時期に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、「申立人を知らない。」と回答しているなど、申立期間に係る保険料控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできないほか、同被保険者名簿において、健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 10 日から平成 2 年 5 月 30 日まで
私は、昭和 59 年 8 月から平成 2 年 5 月まで A 社（現在は、B 社）の C 支店に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 59 年 5 月 10 日から 63 年 1 月 31 日までの期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、B 社から提出された同社が申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出の内容を転記していたとする資料の写しを見ても、申立人の氏名は確認できないほか、申立期間当時、A 社の社会保険手続を指示していたとする事業主の妻は、「当時、従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかは、従業員の年齢や希望を考慮して決めていた。申立人は、入社時の年齢が年金の受給開始年齢に近かったこともあり、申立人の了承を得た上で、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としている。

また、前述の被保険者原票及びオンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 7 月から 63 年 8 月までの同社に係る厚生年金保険被保険者数は 4 人から 6 人で推移していたことが確認できる
ところ、同年 9 月 1 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した

者が 13 人確認できることについて、前述の事業主の妻は、「社会保険事務所（当時）の立入検査が入り、従業員を全員、厚生年金保険に加入させるよう指導があったので、その時に全員を加入させたと思う。」としており、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、事情を聴取できた者のうちの複数の者は、「昭和 63 年 9 月頃、従業員全員を厚生年金保険に加入させる旨の説明が会社からあった。」としているほか、当該 13 人のうちのほとんどの者は、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日が一致していないことを踏まえると、同社は、申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できる期間を含む同年 8 月まで、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

さらに、前述の事業主の妻は、「申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」としている上、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。